

自家発電 Q & A 9

自家発電設備の設置に関する規制（その2）

自家発電設備の設置について、11月号の建築基準法に引き続き、12月号では消防法による設置場所等の規制について、紹介します。

Q 1

建築物に自家発電設備を設置する場合、消防法では設置場所の条件等についてどのような規制を設けていますか。

A 1

自家発電設備からの火災の危険を排除するとともに他の施設への延焼を防止することを目的として、消防法では消防用設備等の非常電源である防災用自家発電設備を設置する際の位置等の基準を定め、防火対象物（建築物）の関係者に義務づけています。
また、移動用以外の発電設備については、市町村の火災予防条例において、火を使用する設備として設置位置等の規制を受けます。

Q 2

この防災用自家発電設備の設置位置等の基準について、教えてください。

A 2

消防法施行令（政令）及び消防法施行規則（省令）において、防火対象物に設置されるスプリンクラー設備や屋内消火栓設備等の消防用設備の種類に応じて、設置及び維持の技術上の基準が定められています。

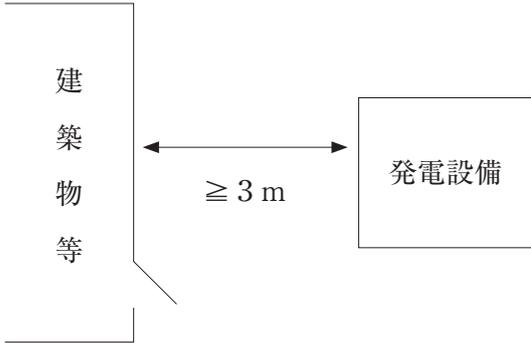
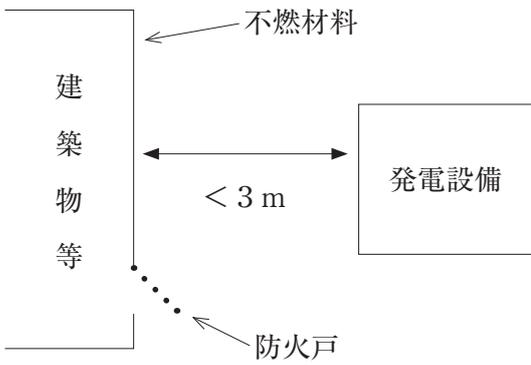
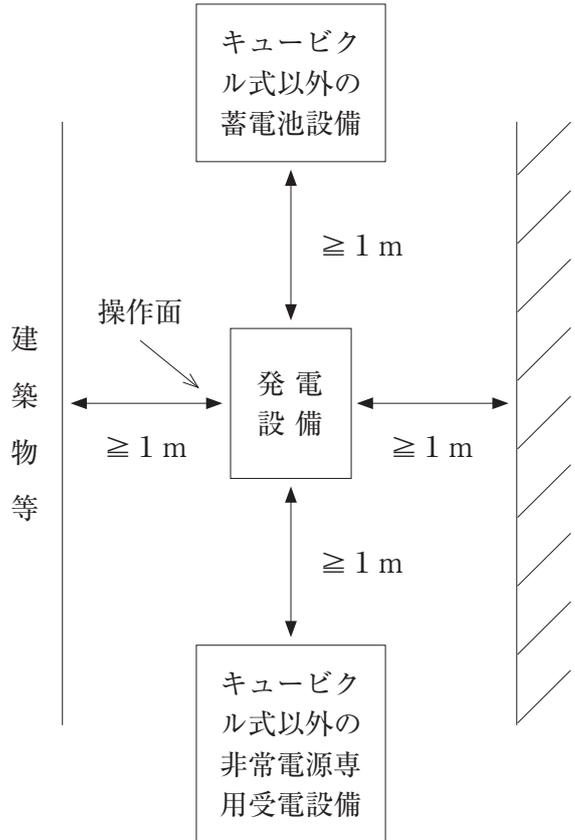
同施行規則第12条（屋内消火栓設備に関する基準の細目）では、屋内消火栓設備に関する基準が定められ、この中で屋内消火栓設備の非常電源として設置される自家発電設備の位置等の基準が示されています。この基準の概要を図1に示します。

なお、非常電源として他の消防用設備に設置される自家発電設備の位置等についても、屋内消火栓設備の規定の例により設けることとされています。

防災用自家発電設備は設置場所の条件のほか、定められた保有距離（離隔距離）を有して設置することが義務づけられています。

来月号では、この保有距離と移動用以外の発電設備に適用される火災予防条例による設置位置等の基準について紹介します。

図1 防災用自家発電設備の設置に係る位置等

		自家発電設備	
		キュービクル式以外のもの	キュービクル式のもの (注1)
屋内		不燃専用室 (注2)	不燃材料で区画された発電設備室等
屋外・耐火構造の屋上	<p>次の①又は②による。</p> <p>① 建築物等から3 m以上の距離</p>  <p>② 建築物等が不燃材料で造られ、開口部に防火戸が設けられている場合は、建築物等から3 m未満の距離でも可</p> 		<p>発電設備の前面に1 m以上の空地を有し、かつ、他のキュービクル式以外の蓄電池設備、同非常電源専用受電設備又は建築物等（発電設備を屋外に設ける場合に限る。）から、1 m以上離れているものであること。</p> 

注1 キュービクル式自家発電設備とは……

消防庁告示第1号（自家発電設備の基準）に定めるキュービクル式自家発電設備の構造及び性能の基準に適合するものをいい、それ自体、耐火・耐熱性能を有する構造で、専用の設置場所の確保が困難な場合に採用される。

注2 不燃専用室とは……

不燃専用室とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井で区画され、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の部屋をいう。